

令和7年度  
第2回 近畿道路啓開計画協議会  
【書面開催】

開催日：令和8年2月24日（火）

次 第

議 事

(1) 規約改訂について

資料1

(2) 中間報告（骨子案）について

資料2

(3) 今後の進め方（案）について

資料3

## 近畿道路啓開計画協議会規約

### (名称)

第 1 条 本会は、「近畿道路啓開計画協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第 2 条 協議会は、大規模災害発生時における道路啓開を迅速かつ円滑に実施するため、近畿ブロック（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の 2 府 5 県の区域）における、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 22 条の 3 に定める道路啓開計画を策定し、道路啓開の実施に係る連絡調整その他道路啓開を効果的に行うために必要な協議を行い、道路啓開の実効性向上を目的とする。

### (協議事項)

第 3 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 対象となる災害の種類や道路啓開の目標に関すること。
- (2) 優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法に関すること。
- (3) 道路啓開に必要な資機材の備蓄又は調達に関すること。
- (4) 道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達に関すること。
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

### (組織)

第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するために、関連道路管理者及び各種関係団体等（以下、「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 協議会には会長、副会長を置くものとし、会長は近畿地方整備局道路部長を、副会長は近畿地方整備局道路情報管理官をもって充てる。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 協議会の構成員は、別紙 1 のとおりとする。ただし、会長は、必要に応じ構成員以外の者の協議会への出席を求めることができる。
- 5 協議会は、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設けることができる。ワーキンググループを設置した場合は、検討結果を協議会に報告しなければならない。

### (協議結果の尊重)

第 5 条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(協議会及び協議会の資料等の公開)

第6条 協議会は原則として非公開とする。

- 2 協議会の配付資料及び議事概要は、遅延なく公開するものとする。ただし、道路啓開計画の作成に支障が生じる恐れがあるときは、協議会に諮り、配付資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 協議会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2 事務局は国土交通省近畿地方整備局道路部に置くものとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第9条 協議会は、法第28条の2第1項の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和7年9月4日から施行する。

本規約は、令和8年2月 日に改訂する。

## 近畿道路啓開計画協議会 名簿

(順不同)

| 機 関             | 役 職         | 備 考 |
|-----------------|-------------|-----|
| 【道路管理者】         |             |     |
| 近畿地方整備局         | 道路部長        | 会長  |
| 近畿地方整備局         | 道路情報管理官     | 副会長 |
| 近畿地方整備局         | 総括防災調整官     |     |
| 近畿地方整備局         | 福井河川国道事務所長  |     |
| 近畿地方整備局         | 滋賀国道事務所長    |     |
| 近畿地方整備局         | 京都国道事務所長    |     |
| 近畿地方整備局         | 大阪国道事務所長    |     |
| 近畿地方整備局         | 兵庫国道事務所長    |     |
| 近畿地方整備局         | 奈良国道事務所長    |     |
| 近畿地方整備局         | 和歌山河川国道事務所長 |     |
| 福井県             | 土木部長        |     |
| 滋賀県             | 土木交通部長      |     |
| 京都府             | 建設交通部長      |     |
| 大阪府             | 都市整備部長      |     |
| 兵庫県             | 土木部長        |     |
| 奈良県             | 県土マネジメント部長  |     |
| 和歌山県            | 県土整備部長      |     |
| 京都市             | 建設局長        |     |
| 大阪市             | 建設局長        |     |
| 堺市              | 建設局長        |     |
| 神戸市             | 建設局長        |     |
| 中日本高速道路（株）金沢支社  | 高速道路事業部長    |     |
| 中日本高速道路（株）名古屋支社 | 保全・サービス事業部長 |     |
| 西日本高速道路（株）関西支社  | 保全サービス事業部長  |     |
| 阪神高速道路（株）       | 保全交通部長      |     |
| 本州四国連絡高速道路（株）   | 神戸管理センター所長  |     |
| 本州四国連絡高速道路（株）   | 鳴門管理センター所長  |     |
| 滋賀県道路公社         | 道路部長        |     |
| 京都府道路公社         | 常務理事        |     |
| 大阪府道路公社         | 統括マネージャー    |     |

|                           |              |  |
|---------------------------|--------------|--|
| 兵庫県道路公社                   | 技術部長         |  |
| 神戸市道路公社                   | 道路管理部長       |  |
| 【関係機関】                    |              |  |
| 近畿地方整備局                   | 港湾空港企画官      |  |
| 警察庁 近畿管区警察局               | 広域調整部長       |  |
| 警察庁 中部管区警察局               | 総務監察・広域調整部長  |  |
| 福井県警察                     | 交通部長         |  |
| 滋賀県警察                     | 交通部長         |  |
| 京都府警察                     | 交通部長         |  |
| 大阪府警察                     | 交通部長         |  |
| 兵庫県警察                     | 交通部長         |  |
| 奈良県警察                     | 交通部長         |  |
| 和歌山県警察                    | 交通部長         |  |
| 陸上自衛隊 第3師団司令部             | 第3師団第3部長     |  |
| 福井市消防局                    | 消防局長         |  |
| 大津市消防局                    | 消防局長         |  |
| 京都市消防局                    | 警防部長         |  |
| 大阪市消防局                    | 警防部長         |  |
| 神戸市消防局                    | 警防部長         |  |
| 奈良県消防長会                   | 警防・防災部会長     |  |
| 和歌山市消防局                   | 消防副局長        |  |
| (一社) 日本建設業連合会 関西支部        | 土木工事技術委員会委員長 |  |
| (一社) 日本道路建設業協会 関西支部       | 支部長          |  |
| (一社) 福井県建設業協会             | 会長           |  |
| (一社) 滋賀県建設業協会             | 会長           |  |
| (一社) 京都府建設業協会             | 会長           |  |
| (一社) 大阪建設業協会              | 総合企画委員会委員長   |  |
| (一社) 兵庫県建設業協会             | 会長           |  |
| (一社) 奈良県建設業協会             | 会長           |  |
| (一社) 和歌山県建設業協会            | 会長           |  |
| (一社) 建設コンサルタント協会 近畿支部     | 支部長          |  |
| (一社) 関西地質調査業協会            | 理事長          |  |
| (一社) 全国測量設計業協会連合会 近畿地区協議会 | 会長           |  |
| (一社) 大阪府測量設計業協会           | 会長           |  |
| (一社) 滋賀県測量設計技術協会          | 事務局長         |  |
| (一社) 日本自動車連盟 関西本部         | ロードサービス部長    |  |
| (一社) 日本自動車連盟 中部本部         | ロードサービス部長    |  |

|                               |                |  |
|-------------------------------|----------------|--|
| (一社) 日本建設機械レンタル協会 関西ブロック      | 関西ブロック長        |  |
| (一社) 日本機械土工協会 近畿支部            | 支部長            |  |
| 関西電力送配電(株) 地域コミュニケーション部       | 防災グループチーフマネジャー |  |
| 北陸電力送配電(株) 福井支社               | 技術担当課長         |  |
| N T T西日本(株) 関西支店              | 設備部長           |  |
| N T T西日本(株) 福井支店              | 設備部長           |  |
| (公社) 日本水道協会 関西地方支部            | 大阪市水道局長        |  |
| 大阪ガスネットワーク(株)                 | 供給指令部長         |  |
| (一社) 日本コミュニティーガス協会            | 事務局長           |  |
| 全国石油商業組合連合会 近畿支部              | 事務局長           |  |
| 認定 NPO 法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク | 技術系専門委員        |  |

**目的** 令和6年1月に発生した能登半島地震においては、人命救助やライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保のための道路啓開の重要性が再認識され、これを踏まえ、令和7年に道路法が改正され、道路啓開計画が法定化された。

近畿圏域(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県の区域)において、道路管理者以外の関係機関も含めて構成された「近畿道路啓開計画協議会」での協議を経て、道路法第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、関係機関との連携・協力により、大規模災害時における道路啓開の実効性を向上させることを目的とする。

## 計画の概要

### 1. 対象とする災害

- ・本計画では、「南海トラフ地震」を対象災害、「南海トラフ地震防災対策推進地域」を啓開作業の対象エリアと設定

### 2. 道路啓開の目標

- ・被災地へのアクセスルートの道路啓開について、発災から概ね 72 時間以内を目標として、道路ネットワークの整備状況を踏まえ、優先順位をつけながら、道路啓開を実施

### 3. 優先的に道路啓開を実施する路線・区間

#### 1) 拠点の選定

- ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(中央防災会議、R7.6)」、「各府県の広域支援計画」、「各府県の地域防災計画」等を踏まえて、「広域進出拠点」、「進出拠点」、「救助活動拠点」を設定(表1)

#### 2) 啓開ルートの設定

- ・広域進出拠点、進出拠点及び救助活動拠点へ目指すルートを、それぞれ「広域支援ルート」、「被災地進出ルート」及び「被災地内ルート」として設定(表2)
- ・目指すべき拠点とそこまでを結ぶルートを、設定した拠点の目標時間内に啓開を実施

表1 拠点の考え方

|        |   |
|--------|---|
| 広域進出拠点 | 災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点等 |
| 進出拠点   | 広域支援ルートから被災地(活動拠点)に向けた被災地進出を接続する防災拠点          |
| 救助活動拠点 | 被災地(津波浸水域内等)の啓開の拠点となる防災拠点                     |

表2 啓開候補路線の考え方

|          |                                      |                   |
|----------|--------------------------------------|-------------------|
| 広域支援ルート  | 広域進出拠点までの広域支援ルート                     | 発災からおおむね24時間以内を目標 |
| 被災地進出ルート | 進出拠点までの被災地進出ルート                      | 発災からおおむね48時間以内を目標 |
| 被災地内ルート  | 救助活動拠点までの被災地内ルートおよび被災エリア内のその他拠点へのルート | 発災からおおむね72時間以内を目標 |

### 4. 道路啓開の方法

#### 1) 道路啓開作業の手順

- ・道路啓開の目標とする地震発生から 72時間までに必要となる道路管理者及び関係者が実施すべき事項について、役割分担を明確にしたタイムラインを作成
- ・南海トラフ地震臨時情報発表時の対応として、事前避難対象地域を除き、安全措置を講じ、啓開作業を実施

#### 2) 管理区分を超えた道路啓開の実施

- ・発災直後の道路啓開を円滑化するため、国等が本来道路管理者に代わって、道路法第24条の承認を経ず道路啓開を行う路線・区間を設定

#### 3) 啓開作業の実施範囲の設定

- ・建設業協会等と締結する災害協定等、各府県が地域の实情に応じて設定した割付を採用

### 5. 資機材の備蓄・調達

- ・被害想定を踏まえ、道路啓開に必要な資機材等の備蓄状況(保有量・保管場所)を整理し、資機材等の調達方法を設定
- ・不足が予測される場合は業者等との災害協定の締結・拡充を図るほか、広域支援等の対応も調整

### 6. 情報収集・伝達

- ・各府県は道路啓開一元化窓口にて道路啓開に関連する各種情報を集約
- ・近畿地方整備局は各府県の道路啓開一元化窓口と連携し、近畿管内の啓開状況を把握

### 7. 実践的な訓練

- ・道路啓開の実効性を高めるため、道路管理者のほか、協議会に参画する関係機関が参加し、具体的行動の習熟及び連携の確認・強化を図る実践的な訓練を定期的実施

### 8. その他

- ・道路啓開計画は5年に1回の見直しを行うことを基本とし、必要な対応の充実化
- ・道路啓開ルート沿線の「道の駅」について、位置情報や防災機能を整理
- ・優先啓開ルートの防災上のリスクについて整理(マップ上に整理)
- ・近畿圏域の道路ネットワークの課題等について整理
- ・地震・津波発生後に、雪害・風水害等が加わる複合災害を想定し、被災シナリオを設定

令和7年9月4日

令和7年度 第1回 近畿道路啓開計画協議会



9月4日以降、ワーキンググループ  
で実務的な検討を実施

令和8年2月24日  
(今回)

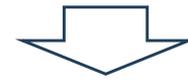
令和7年度 第2回 近畿道路啓開計画協議会



ワーキンググループ等で道路啓開  
計画(案)の確認

令和8年3月

令和7年度 第3回 近畿道路啓開計画協議会



令和7年度内

改正道路法に基づく  
近畿道路啓開計画 策定・公表

令和8年度

各府県単位 道路啓開計画協議会 設立



各府県単位 道路啓開計画 策定・公表